

流山市民活動推進センター運営管理業務委託
公募型プロポーザル審査会の設置及び運営に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、流山市民活動推進センター運営管理業務委託公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 流山市民活動推進センター運営管理業務委託の優先交渉権者選定にあたり、選定の公平性及び透明性の確保を図るため審査会を設置する。

(所掌事務)

第3条 審査会は、流山市民活動推進センター運営管理業務委託の優先交渉権者選定に関する事務を所掌する。

(委員)

第4条 審査会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 副市長

(2) 市民生活部長

(3) 市民生活部以外の部長の職にある者1名

(4) 市民生活部次長の職にある者1名

(5) コミュニティ課長

(委員長及び副委員長)

第5条 審査会に委員長及び副委員長各1名を置く。委員長は副市長をもって充て、副委員長は、委員長の指名する者を充てる。

2 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の開催)

第6条 審査会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が審査会の議長となる。

2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合

は、議長の決するところによる。

- 4 審査会は、必要に応じて、審査会等に関係者の出席を求め、意見を聴くものとする。

（審査及び選定の基準）

- 第7条 第3条に規定する優先交渉権者の選定にあたっては、別に定める「優先交渉権者決定基準」に基づき、審査するものとする。

（庶務）

- 第8条 審査会の庶務は、市民生活部コミュニティ課において処理する。

（その他）

- 第9条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年8月1日から施行し、当該業務の契約が締結された日の翌日にその効力を失う。